

を持参し、市役所国民健康保険課各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターに届け出てください。なお、高齢受給者証は、保険証の券面に窓口での負担割合を印字することで保険証と一体化するため、これまでのハガキサイズの証は郵送しません。

国保税を特別な理由がなく1年以上滞納している世帯には、保険証の代わりに資格証明書を交付。その場合は医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払うことになります。後日、市役所国民健康保険課で保険給付分を受給してください。

高齢受給者証 8月から新しい保険証に

8月1日(月)から国民健康保険の被保険者証と70歳から74歳までの人に交付される高齢受給者証が新しくなります。現在使用している保険証は7月31日(日)まで有効。新しい保険証は7月下旬までに世帯主宛てに郵送します。保険証が届かない場合は、古い保険証と本人確認ができる物

納税通知書を郵送 国保税の納付や減免手続きを忘れず

国国民健康保険課 ☎027・898・6250

国保税納税通知書を7月中旬に郵送。国保税の課税は世帯単位で、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯に加入者がいる場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。納付方法は納付書か口座振替で納付する普通徴収と、年金から差し引いて納付する特別徴収があります。納付書で納める人は、納期限までに忘れずに納付してください。口座振替の人は、各納期限日に指定の口座から引き落とされます。口座振替の申し込みは、通帳と届出印を用意して金融機関で申し込んでください。

特別徴収は、世帯の国保加入者が全員が65歳以上74歳未満の世帯で、一定の条件に該当する場合、世帯主が受給している年金から国保税が差し引かれます。特別徴収開始時には通知します。税率などは表1のとおりです。**国保税の軽減制度** 前年中の総所得金額の合計が一

定額以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減。被保険者でない世帯主を含め、加入者全員の所得申告がされていることが必要です。令和4年度分から、未就学児の均等割額は5割減額されます。右記軽減が適用されている世帯は、さらに減額されます。また、離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産や解雇などにより離職し、その後雇用保険を受給する場合、申告により対象者の前年給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証を用意して申告してください。

国保税の減免 次に該当し、国保税の納税が困難なときは、国保税が減免される場合があります。納期限までに申請書と必要書類を提出してください。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。**① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し**

表1 本年度国保税の税率と金額

区分	税率と金額	
①医療給付費分 ※課税限度額が63万円から65万円に引き上げられました。	所得割税率	6.80%
	被保険者均等割額	2万4,600円
	世帯別平等割額	1万6,800円
②後期高齢者支援金分 ※課税限度額が19万円から20万円に引き上げられました。	課税限度額	65万円
	所得割税率	2.50%
③介護納付金分(40~64歳)	被保険者均等割額	1万3,200円
	課税限度額	20万円
	所得割税率	2.50%
	被保険者均等割額	1万5,600円
	課税限度額	17万円



たか重篤な傷病を負った世帯②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入か不動産収入、山林収入、給与収入、いずれかの収入で前年比30%以上の減少が見込まれる世帯(減少する所得以外の前年所得の合計額が400万円以下で前年合計所得金額1,000万円以下)**③ 災害や疾病など、特別の事情で所得が著しく減少する世帯。**

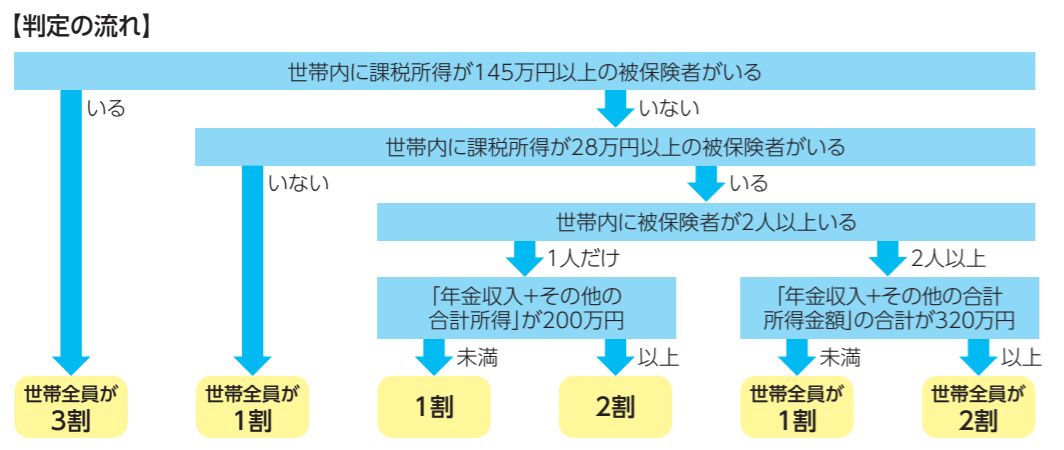
後期高齢者医療被保険者証 新しい証を 郵送します

国国民健康保険課 ☎027・898・6253

8月1日(月)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。簡易書留を希望する人は7月4日(月)までに連絡してください。なお、本年度被保険者証の交付は窓口負担の見直しに伴い、被保険者全員に対して、被保険者証を2回交付することになります。

窓口負担割合の見直し 10月1日(出)から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合に、新たに2割を新設し、1割・2割・3割の3区分となります。負担割合は前年の課税所得や年金収入などをもとに世帯単位で判定されます。詳しくは専用コールセンターに問い合わせてください。

専用コールセンター
☎027・331・9133
開設期間 12月28日(水)まで
開設時間 9時~17時(平日のみ)



後期高齢者医療保険料額 決定通知書を郵送します

国国民健康保険課 ☎027-898-5955

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送。対象は75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

納付方法は年金から差し引かれる特別徴収と納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。納

付書が同封されている場合には、納期限までに納めてください。国保税を口座振替していた人でも、新たに口座振替の申し込みが必要です。また、特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きが必要です。

- 保険料率と賦課限度額が改定**
本年度は所得割率が8.89%に、均等割額が4万5,700円になります。賦課限度額は66万円です。
- 保険料の減免**
災害などの特別な事情や新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少し保険料を納付できないときは、申請すると減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

